

コンピュータで得る自由

ICT社会教育センター伝言板 -series twenty-nine-



年賀状で著作権クイズ

11月に入り、年賀状を書き始める季節になりました。スタンプやシールを使って華やかにしたり、パソコンでデザインしたり、すでにイラストが印刷された年賀状を購入して使用することもあります。そこで今回は年賀状で著作権クイズです。○か×で答えてください。

Q1.ネットの画像はどれでもコピーして年賀状に使ってよい。

Q2.勤めている会社のパンフレット用に撮影してもらった自分の写真は、自分が写っているだけなので許可を取らずにコピーして年賀状に使ってよい。

Q3.自分の子どもが描いた干支のトラの絵なら親はその絵を勝手に年賀状に使ってよい。

A1.×：ネットの画像はそれぞれ作成者に著作権があります。作成者が自由に使ってよいと公開している場合もありますが、そうでないことが多いです。また、フリー素材のサイトでも条件付きで認めていることもありますので、利用規約等をよく確認してください。

A2.×：業務上撮影した写真をコピーして使えるかどうかの著作権は会社にあります。自分だけが写っているものでも、個人的に利用したい場合は会社に確認してください。

A3.×：子どもが描いた絵にも著作権はあります。自分の子どもが描いた絵だからといって、親が勝手に年賀状に使うことはできません。本人は見せたくないと思っているかもしれませんので、作者である子どもに確認してください。



つなぐ知 かなえる技



大阪電気通信大学

Osaka Electro-Communication University

電話：072-820-3871

メール：ict-edu@osakac.ac.jp

